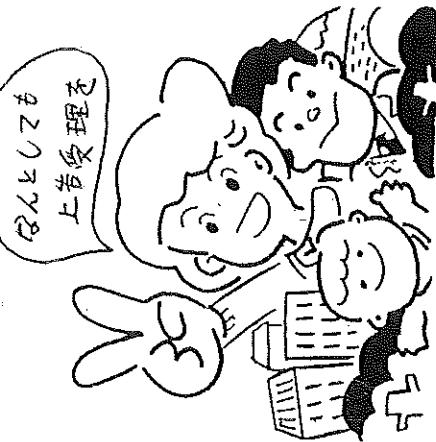


明治乳業事件は昭和40年代に遡つて審理しなければならないのをは見えてきま

昭和四十年代、明治乳業の全国主要工場では、過酷な変則勤務や劣悪な労働環境の改善を求める、労働組合活動が旺盛におこなわれました。

危機感を深めた明治乳业は、高揚する活動を圧殺・弱体化する労務政策を強引に実施。労組役員選挙に支配・介入し、組合に結集して活動する労働者を昇給・昇格・仕事などで徹底的に差別しました。

このことは、東京高裁の判決文に



上若翁

差別を認めながら救済しないのは「除斥期間の趣旨」を優先させた誤り

もその要旨が明記されました。高裁判決は、無視できない「有意な格差」を認め、不当労働行為の部分でも、「控訴人の…主張が妥当するとみる余地はある」と言及したのです。

ここまで示しながら判断は、不當労働行為救済制度の趣旨」という上位制度よりも「除斥期間の趣旨」という下位制度を優先させ「格差(差別)を認定しながら救済しない」という大きな誤りを犯したのです。

但し、この二つの論理の論議の開始

最高裁においては、この誤りを正すため過去の判例にもならつて、格差が生じた時期、時代にまで遡つて審査がなされることを求めるものであります。そのためにも上告を受理され、弁論が開始されることを強く要請します。

「労働委員会」という不适当労働行為救済制度は、労働者が団結する権利を守るために設けられた行政機関です。

その趣旨、目的は「使用者による組合活動侵害行為によって生じた状態を...直ちに止める」こと、正党は集団的労使関係秩序の迅速な回復確保を図る」(最高裁判決)といふのであります。

「」の「制度設立趣向」を何よりも優先されなければなりません。」の立場からすれば「除斥期間」なる

ものは理論的に矛盾するものです

しかし、除斥期間という制約の中でも、上位制度である「不当労働行為制度の趣旨」は、優先して生かされなくてはなりません。これがこそが、この矛盾を乗り越える努力の到達点の基本なのです。

こうして生まれたのが、その期間に制約されず事件解決に必要な年数を要つて審査することでした。この方法で過去、多くの不当労働行為事件の真相究明がなされ、労働者の権利が守られてきたのです。